議案第１０号 **【総務部総務課】**

港区長等の給料等に関する条例等の一部を改正する条例

本案は、「国家公務員等の旅費に関する法律」の一部改正等に伴い、区長等に支給する旅費の種類等を変更するものです。

【法改正の背景】

国家公務員等の旅費制度について、旅費の計算等に係る規定の簡素化及び支給対象の見直しや、国費の適正な支出を図るための規定を整備するなどの措置を講ずるため、国家公務員等の旅費に関する法律の改正等が行われました。

【条例改正の内容】

①区長等、区議会議員、行政委員会の委員等及び常勤の監査委員に支給する旅費の種類を変更します。

（現　行）鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料、支度料及び旅行雑費

（改正案）鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び渡航雑費

②教育長に支給する旅費の種類を改めます。

（現　行）港区職員の旅費に関する条例第６条に掲げるもの※

※鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料、移転料、着後手当、扶養親族移転料、支度料、旅行雑費及び死亡手当

（改正案）鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び渡航雑費

③区長等に支給する旅費の額について、引用している法令を変更します。

国家公務員等の旅費に関する法律

→　国家公務員等の旅費に関する法律施行令

④その他規定の整備

【施行期日】

令和７年４月１日

【改正する条例一覧】

1	港区長等の給料等に関する条例
2	港区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例
3	港区行政委員会の委員及び非常勤の監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例
4	港区教育委員会教育長の給与等に関する条例
5	港区常勤の監査委員の給与等に関する条例